

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月28日
【会社名】	株式会社ウェルディッシュ
【英訳名】	Wel-dish. Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小松 周平
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 野曽原 浩治
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台5丁目18番9号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小松周平は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

(1) 開示すべき重要な不備の内容

当社グループは、代表取締役社長小松周平における新経営体制ではこれまで管理部門の人材拡充を実施してきているものの、事業の成長スピードと比較すると適切な経理・決算業務に必要な専門知識を持つ人材が依然不足しております。その結果、決算作業及び監査スケジュールに遅延が生じたこと等、監査法人より指摘を受ける事態が生じました。

(2) 当事業年度末までに是正できなかった理由

当社グループの経理・決算業務において責任者である管理担当執行役員における業務の不備が複数生じたこと等に伴い、必要十分な体制を構築する期間が不足しておりました。具体的には、管理担当執行役員が経理・決算に必要な資料等の提出間際になってそれを未了かつ管理部門に共有しないまま退職し、重要な経理・決算業務の引継ぎまでも放棄したことに起因します。また、それらに伴い、経理・決算資料の提出日までに体制の再構築期間を十分にとるなどが間に合わず、当事業年度においては決算業務をスムーズに遂行できなかったためであります。

(3) 開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループは、決算財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、今後は2026年8月期第2四半期末日までに、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、決算財務報告に係る内部統制の不備を是正し、追加的に適切な内部統制を構築し、整備運用する方針であります。

内部統制評価に関わる人員を含む管理部門の運営体制強化
決算財務報告プロセスの抜本的な見直し
決算業務における外部専門家の積極的活用

なお、監査法人より指摘を受けた必要な修正は全て連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。